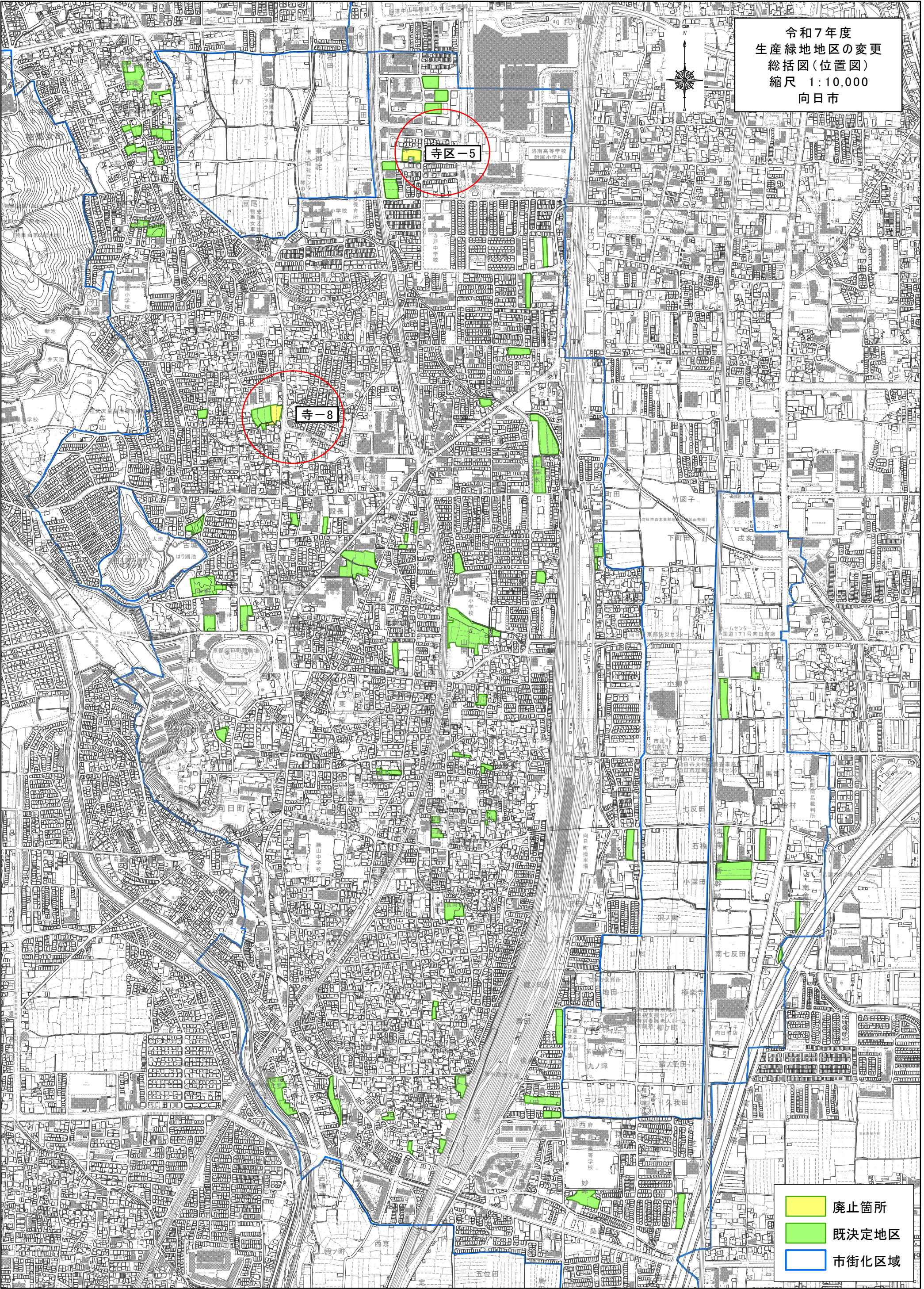
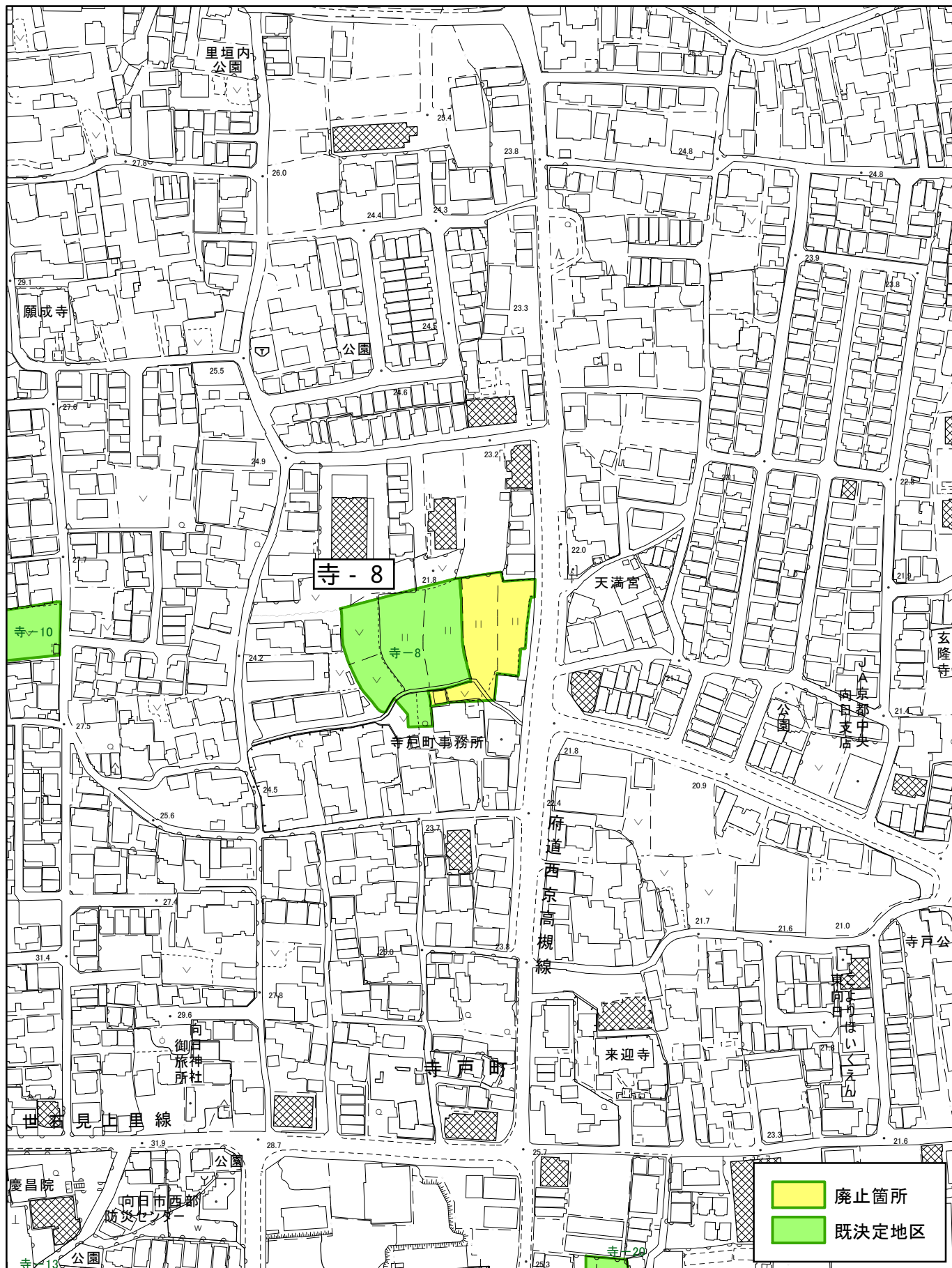
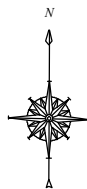


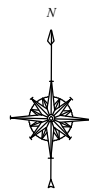


令和7年度
生産緑地地区の変更
総括図(位置図)
縮尺 1:10,000
向日市

- 廃止箇所
- 既決定地区
- 市街化区域

令和7年度
生産緑地地区の変更
計画図
縮尺 1:2,500
向日市





令和7年度
生産緑地地区の変更
計画図
縮尺 1:2,500
向日市



理 由 書

生産緑地制度は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するものである。

本都市計画は、生産緑地としての維持が困難となった地区を廃止及び一部を廃止するものである。

京都都市計画生産緑地地区の変更計画書
(向日市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

(変更前)

面積	地区数	備考
(約 11.11 ha) 約 10.76 ha	(67地区) 66地区	変更の概要は以下のとおり (地区番号) (面積等) 寺 - 8 一部廃止 (約0.169ha廃止) 寺区 - 5 地区廃止 (約0.175ha廃止) 計 地区廃止1地区 一部廃止1地区 (約0.344ha廃止)

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由：本都市計画は、生産緑地としての維持が困難となった地区を廃止及び一部を廃止するものである。

新 旧 対 照 表

	変 更 前	変 更 後
地 区 数	6 7 地区	6 6 地区
面 積	1 1 . 1 1 h a	1 0 . 7 6 h a